

■ 個人情報保護制度の運用状況 ■

【 個人情報保護制度 】

第1 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の目的

個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることによって、個人の権利利益の保護を目的として、平成17年4月1日から、淡路市個人情報保護条例（平成17年淡路市条例第16号。以下「旧条例」といいます。）を施行し、個人情報保護制度を実施してきました。

令和3年度において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）の一部が改正され、地方公共団体の機関等における個人情報等の取扱いに係る規定については、令和5年4月1日から施行しています。

この改正に伴い、個人情報保護制度の見直しが行われ、官民の規律が個人情報保護法に一本化されるとともに、地方公共団体においては、これまで団体ごとに独自の条例により規定されていた個人情報の取扱いに関する規律が個人情報保護法に統合され、個人情報保護法の規定が地方公共団体にも直接適用しています。

そのため、本市においても、令和5年4月1日からは、旧条例を廃止するとともに、新たに淡路市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年淡路市条例第1号）及び淡路市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年淡路市規則第1号）並びに淡路市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年淡路市条例第2号。以下「審査会条例」といいます。）及び淡路市情報公開・個人情報保護審査会規則（令和5年淡路市規則第2号。以下「審査会規則」といいます。）（以下これらを総称して「新条例等」といいます。）を制定し、個人情報保護法及び新条例等の規定に基づき、引き続き、個人の権利利益の保護と適正な制度（以下「新制度」といいます。）の運用を行っています。

なお、令和4年度までの運用状況については、旧条例第62条の規定に基づいて公表しています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 個人情報

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日その他の記述等によって、特定の個人が識別され得るもの及び個人識別符号が含まれるものをいいます。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる法人その他の団体の役員に関する情報（法人その他の団体の機関としての情報に限る。）を除きます。

(2) 実施機関が取り扱う個人情報の保護

ア 実施機関

実施機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会の6機関です（市議会については、新制度の適用を受けず、令和5年度からは、淡路市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年淡路市条例第19号）等の規定に基づき、自律的に制度を運用しています。）。

イ 保有の制限等

(ア) 個人情報を保有するときは、法令の定める所掌事務又は業務を遂行する

ため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定することとし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得します。

- (イ) 本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された本人の個人情報を取得するときは、原則として、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示します。

ウ 利用及び提供の制限

個人情報の利用又は提供については、利用目的以外の利用又は提供を原則として禁止しています。本人の利益や社会公共の利益になるなどの一定の要件に該当する場合に限り、利用目的以外の目的に利用し、又は提供することができます。ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の利益を害するおそれがあるときは、利用し、又は提供することができません。

エ 安全管理措置等

- (ア) 利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ過去又は現在の事実と合致するよう努めるとともに、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等個人情報の安全管理のために必要な措置を講ずるよう努めます。
- (イ) 保有する必要のなくなった個人情報は、確実かつ速やかに廃棄又は消去をします。
- (ウ) 実施機関の職員等に対し、職務上知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせないこと等の義務を課しています。
- (エ) 個人情報の取扱いを委託するときは、委託業者の選定に当たり必要な調査を行うとともに、その契約において、受託者等が講ずべき安全管理の措置を明らかにするとともに、受託者等に対し、必要な措置を講ずるよう努めること等の義務を課しています。

オ 開示請求

(ア) 請求者

誰もが、実施機関が保有する自己の個人情報（公文書（実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの等）に記録されているものに限る。）の開示請求をすることができます。

(イ) 開示・不開示の決定までの期間

個人情報の開示請求があった場合には、原則として請求日から15日以内に開示・不開示の決定を行います。ただし、やむを得ない理由があるときは、請求日から45日を限度として決定期間を延長できます。この場合において、延長期間内に決定が行われないときは、請求者は、審査請求をすることができます。

(ウ) 不開示情報

個人情報保護法第78条に定める次に掲げる不開示理由のいずれかに該当する情報については、開示をすることはできません。

- a 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（第1号）
- b 開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められる情報（第2号）
- c 法人等の事業活動に関する情報で、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報（第3号）
- d 国の安全等が害されるおそれがある情報（第4号）
- e 犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（第5号）
- f 審議、検討又は協議に関する情報で、意思決定の中立等が不当に損なわ

れるおそれがある情報（第6号）

- g 事務又は事業に関する情報で、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（第7号）

(エ) 部分開示

個人情報の開示請求に対して、可能な限り開示をしようとする趣旨から、不開示理由に該当する情報が記録されている部分とそれ以外の部分とが、容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、部分開示を行うこととしています。

(オ) 手数料等

開示請求に係る公文書の写しを受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用の負担が必要です。

カ 訂正請求

誰でも、開示を受けた自己の個人情報の内容が事実でないと思料するときは、訂正（追加及び削除を含む。）の請求をすることができます。

キ 利用停止請求

誰でも、開示を受けた自己の個人情報が、次に掲げる事項のいずれかに該当すると思料するときは、個人情報の利用の停止（利用の停止、消去又は提供の停止）を請求することができます。

- (ア) 保有の制限（個人情報保護法第61条第2項）の規定に違反して保有されているとき、不適正な利用の禁止（個人情報保護法第63条）の規定に違反して取り扱われているとき、適正な取得（個人情報保護法第64条）の規定に違反して取得されたものであるとき、又は利用の制限（個人情報保護法第69条第1項及び第2項）の規定に違反して利用されているとき。

- (イ) 提供の制限（個人情報保護法第69条第1項及び第2項又は第71条第1項）の規定に違反して提供されているとき。

ク 審査請求があった場合の手続

実施機関は、開示、訂正、又は利用停止請求に対する決定について、行政不服審査法の規定により審査請求があったときは、あらかじめ淡路市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」といいます。）に諮問し、その答申を尊重して審査請求に対する決定を行います。

ケ 職員等の罰則

職員、市の委託事業従事者又は市の業務に従事する派遣労働者が、電子処理した個人情報のデータベースを正当な理由がないのに提供した場合などについて罰則を科します。

(3) 委託先事業者が取り扱う個人情報の保護

ア 安全管理措置等

委託先事業者は、民間事業者（個人情報取扱事業者）に係る安全管理措置義務（個人情報保護法第23条）のほか、市と同様の安全管理措置義務（個人情報保護法第66条第1項）を負うこととなります（同条第2項）。

イ 指導又は助言

市長は、委託先事業者に対して個人情報の適正な取扱いを確保するために必要かつ適切な措置を講ずるよう助言又は指導を行います。

(4) 苦情の申出の処理

市長は、個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めます。

(5) 国等との協力

市長は、個人情報の取扱いに関して個人の権利利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に協力を求め、又は国等の協力の求めに応じます。

(6) その他

市長は、毎年この制度の運用状況を公表します。

3 情報公開・個人情報保護審査会の概要

(1) 審査会の組織、運営等

審査会は、情報公開条例によって、市長の附属機関として、平成17年4月1日に設置しましたが、平成24年4月1日から情報公開審査会と個人情報保護審査会を統合し、情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」といいます。）を設置しました。

令和5年4月1日からは、個人情報保護法等の改正に伴い、旧審査会を廃止し、新たに審査会条例により審査会を設置しています。審査会の組織、運営等については、審査会条例、審査会規則等に定めています。

(2) 審査会の所掌事務

審査会は、次に掲げる事項を調査審議します。

ア 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等若しくは議会開示決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求に関する事項（審査会条例第4条第3号）

イ 個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項（審査会条例第4条第4号）

ウ 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴くこととされた事項（審査会条例第4条第5号）

(3) 審査会の委員

審査会の組織は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱した5人の委員で構成され、その任期は、3年です。

(4) 審査会の調査権限

審査会は、その権限に属する事務を行うため必要があるときは、審査請求人、実施機関の職員その他関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができます。

第2 個人情報保護制度の運用状況

1 実施機関が取り扱う個人情報の保護

(1) 審査会への諮問状況

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われた個人情報の適正な取扱いの確保等に係る旧審査会への諮問の状況は、表1のとおり実績はありません。

表1

番 号	諮 問 内 容	諮問年月日	答申年月日
—	—	—	—

(2) 年度別の請求状況

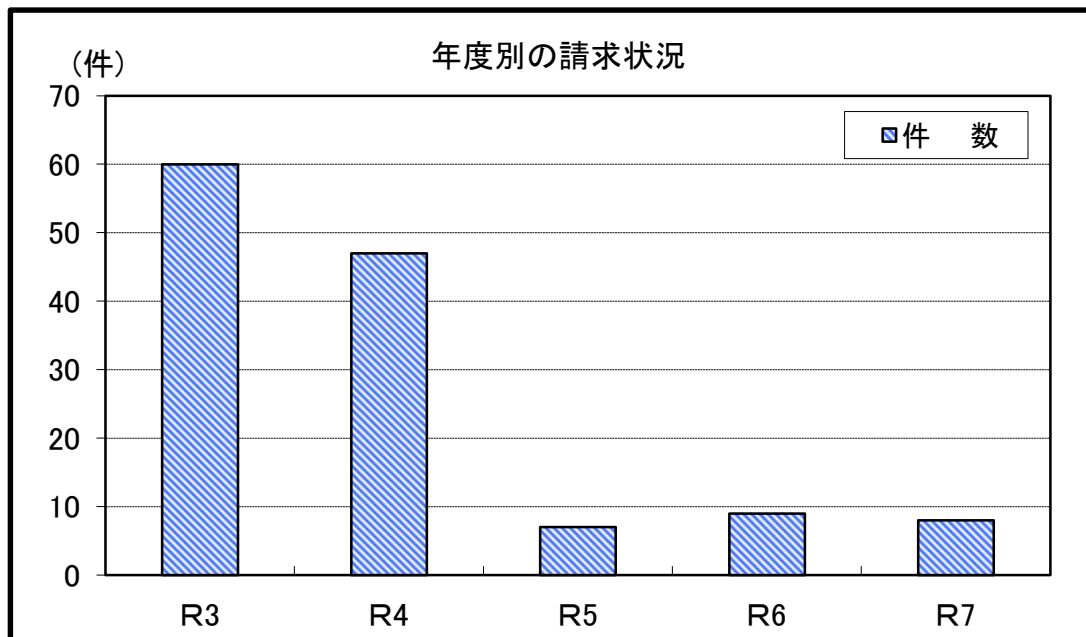
令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われた個人情報の開示請求に対する年度別の開示請求状況は、表2及び図1のとおりです。

表2

(件数)

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	累 計
件 数	6 0	4 7	7	9	8	1 3 1

図1



(3) 実施機関別の開示請求状況

個人情報の開示請求に対する実施機関別の年度別の開示請求状況は、表3のとおりです。

表3 (件数)

実施機関		年 度					累計
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
市 長	企 画 情 報 部	—	—	—	—	—	—
	総 務 部	5 3	3 9	5	2	—	9 9
	危 機 管 理 部	1	—	—	—	—	1
	市 民 生 活 部	3	5	1	2	5	1 6
	健 康 福 祉 部	3	3	—	4	3	1 3
	産 業 振 興 部	—	—	—	—	—	—
	都 市 整 備 部	—	—	1	1	—	2
	会 計 課	—	—	—	—	—	—
	計	6 0	4 7	7	9	8	1 3 1
教 育 委 員 会		—	—	—	—	—	—
選 挙 管 理 委 員 会		—	—	—	—	—	—
監 査 委 員		—	—	—	—	—	—
農 業 委 員 会		—	—	—	—	—	—
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		—	—	—	—	—	—
議 会		—	—	—	—	—	—
合 計		6 0	4 7	7	9	8	1 3 1

(注) 市長部局の件数は、令和7年度現在の部局別で計上しています。

(4) 開示請求に対する処理状況

開示請求に対する年度別の処理状況は、表4のとおりです。

表4 (件数)

区分 年度	年 度				計
	開示	部分開示	不開示 (注1)	取下げ	
R 3	5 5	3	1 (1)	1	6 0
R 4	4 0	3	3 (3)	1	4 7
R 5	3	3	1 (1)	—	7
R 6	1	6	1 (1)	1	9
R 7	5	3	— (—)	—	8
累計	1 0 4	1 8	6 (6)	3	1 3 1

(注1) 「個人情報の不存在」の場合については、不開示として処理していることから、その件数を()内書きにしています。以下同じです。

(5) 実施機関別の処理状況

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われた個人情報の開示請求に対する実施機関別の処理状況は、表5のとおりです。

表5 (件数)

実施機関		区分	開示	部分開示	不開示	取下げ	計
市長	企画情報部		—	—	—	—	—
	総務部		—	—	—	—	—
	危機管理部		—	—	—	—	—
	市民生活部		2	3	—	—	5
	健康福祉部		3	—	—	—	3
	産業振興部		—	—	—	—	—
	都市整備部		—	—	—	—	—
	会計課		—	—	—	—	—
	計		5	3	—	—	8
	教育委員会		—	—	—	—	—
	選挙管理委員会		—	—	—	—	—
	監査委員		—	—	—	—	—
	農業委員会		—	—	—	—	—
	固定資産評価審査委員会		—	—	—	—	—
	議会		—	—	—	—	—
	合計		5	3	—	—	8

(6) 開示請求に係る審査請求の処理状況

年度別の審査請求の状況及びその処理状況は、表6のとおりです。

決定に対する審査請求については、その審査請求を却下するときを除き、あらかじめ審査会に諮問し、その答申を尊重して決定することになります。

表6 (件数)

区分 年度	審査 請求	取下げ	決定済				令和7年 度末 審議中
			却下	棄却	認容		
					全部	一部	
R3	—	—	—	—	—	—	—
R4	—	—	—	—	—	—	—
R5	1	—	—	—	—	—	—
R6	—	—	—	1	—	—	—
R7	—	—	—	—	—	—	—
累計	1	—	—	1	—	—	—

(7) 訂正請求の状況

個人情報の訂正請求の年度別の状況は、表7のとおり実績はありません。

表7 (件数)

区分	年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	累計
	人数	—	—	—	—	—	—
件数	—	—	—	—	—	—	

(8) 利用停止請求の状況

個人情報の利用停止請求の年度別の状況は、表8のとおり実績はありません。

表8 (件数)

区分	年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	累計
	人数	—	—	—	—	—	—
件数	—	—	—	—	—	—	

(9) 訂正決定又は利用停止請求に対する審査請求の状況

訂正決定又は利用停止請求に対する審査請求の年度別の状況は、表9のとおり実績はありません。

表9 (件数)

区分 年度	不服 申立て	取下げ	決定済				令和7年 度末 審議中
			却下	棄却	認容		
					全部	一部	
R 3	—	—	—	—	—	—	
R 4	—	—	—	—	—	—	
R 5	—	—	—	—	—	—	
R 6	—	—	—	—	—	—	
R 7	—	—	—	—	—	—	
累計	—	—	—	—	—	—	

(10) 苦情の申出の状況

年度別の苦情の申出の件数は、表10のとおり実績はありません。

表10 (件数)

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	累計
件数	—	—	—	—	—	—

2 委託先事業者が取り扱う個人情報の保護

(1) 事業者に対する指導又は助言の状況

年度別の事業者に対する指導又は助言の件数は、表 1 1 のとおり実績はありません。

表 1 1 (件数)

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	累計
件数	—	—	—	—	—	—

(2) 説明又は資料提出の要求の状況

年度別の説明又は資料提出の要求の件数は、表 1 2 のとおり実績はありません。

表 1 2 (件数)

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	累計
件数	—	—				—

(3) 苦情相談の状況

年度別の苦情相談の件数は、表 1 3 のとおり実績はありません。

表 1 3 (件数)

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	累計
件数	—	—				—

(4) 勧告の状況

年度別の勧告の件数は、表 1 4 のとおり実績はありません。

表 1 4 (件数)

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	累計
件数	—	—				—

3 審査会（個人情報保護）の開催状況

(1) 審査会の状況

年度別の開催状況は表15、審査会の処理状況は表16のとおりです。

※ 令和4年度までの状況については、旧審査会によるものです。

表15 年度別の開催状況

年度 区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	累計
開催回数	1	2	1	1	—	5
諮問受付件数	2	2	1	0	—	5
答申件数	2	2	0	1	—	5

表16 審査会の処理状況（令和3年度以降の累計）

(件数)

諮問受付 件数	諮問 取下げ	実施機関の 判断は妥当	不開示部分 の一部を開 示すべき	不開示部分の全 部を開示すべき	不開示決定を 取り消すべき	令和7年 度末 審議中
5	—	5	—	—	—	—

(2) 審査会（情報公開と個人情報保護）の編成

情報公開審査会及び個人情報保護審査会は、それぞれ別の附属機関として設置していましたが、情報公開制度と個人情報保護制度は密接に関係していることから、2つの審査会の審議内容の充実を図り、審査会としての機能強化、効率的かつ効果的な審査会の運営、組織の簡素化を図る観点から、2つの審査会を旧審査会に統合し、平成24年4月1日に設置しました。

令和5年4月1日からは、個人情報保護法等の改正に伴い、旧審査会を廃止し、新たに審査会条例により審査会を設置しています。審査会の組織、運営等については、審査会条例、審査会規則等に定めています。